

平成 30 年分
(愛媛県)

評価倍率表（大規模工場用地用）

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 22（大規模工場用地の評価）の(2)の定めにより大規模工場用地を評価する場合に使用するものです。

なお、複数の市区町村等にまたがって所在する大規模工場用地等の倍率については、その工場等の事務所、事業所等の所在地に掲載しています。

音 順	所 在 地 等				固定資産 税評価額 に乗ずる 倍 率	借 地 権 割 合 %
	市区町村名	町 名 又 は 大 字 名	丁 目 又 は 字 名 等	工 場 名 等		
あ	愛 南 町	—	—	全ての大規模工場用地	2.3 倍	50 %
い	伊 方 町	—	—	全ての大規模工場用地	1.1	50
	今 治 市	大 西 町	—	全ての大規模工場用地	1.1	50
		上 浦 町	—	全ての大規模工場用地	1.5	40
		菊 間 町	—	全ての大規模工場用地	1.0	50
		小 浦 町	—	全ての大規模工場用地	1.2	50
		波方町宮崎	—	全ての大規模工場用地	1.1	50
		宮 窪 町	—	全ての大規模工場用地	0.9	40
		吉 海 町	—	全ての大規模工場用地	1.0	40
う	宇 和 島 市	三 間 町	—	全ての大規模工場用地	0.7	50
か	上 島 町	岩 城	—	全ての大規模工場用地	1.2	30
さ	西 条 市	今 在 家	—	全ての大規模工場用地	1.1	50
		大 新 田	—	全ての大規模工場用地	1.1	50
		喜 多 川	—	全ての大規模工場用地	1.1	50
		小松町妙口	—	全ての大規模工場用地	1.0	50
		朔 日 市	—	全ての大規模工場用地	1.8	50
		ひ う ち	—	全ての大規模工場用地	1.1	50
		福 武	—	全ての大規模工場用地	1.1	50
		船 屋	—	全ての大規模工場用地	1.1	50
		北 条	—	全ての大規模工場用地	0.8	50
し	四国中央市	川 之 江 町	—	全ての大規模工場用地	1.2	50
		村 松 町	—	全ての大規模工場用地	1.1	50

平成 30 年分
(愛媛県)

所			在		地		等		固定資産 税評価額 に乗ずる 倍	借地権 割合
音 順	市区町村名	町名又は 大字名	丁目又は 字名等	工場名等						
と	砥部町	—	—	全ての大規模工場用地				倍 1.2	% 50	
に	新居浜市	磯浦町	—	住友金属鉱山別子事業所磯浦工場				1.1	50	
			—	上記以外				1.0	50	
		大江町	—	全ての大規模工場用地				1.2	50	
		菊本町	1・2丁目	全ての大規模工場用地				1.3	50	
		黒島	1丁目	全ての大規模工場用地				1.3	50	
		惣開町	—	全ての大規模工場用地				1.3	50	
		西原町	3丁目	全ての大規模工場用地				1.1	50	
ま	松山市	大可賀	3丁目	全ての大規模工場用地				1.0	50	
		西垣生町	—	全ての大規模工場用地				1.2	50	